

那須塩原市議会 「那須塩原クラブ」

行政視察報告書



視察期間：平成 30 年 7 月 25 日（水）～ 7 月 27 日（金）

I 視察日：7 月 25 日（水）

視察地：東京都 文部科学省

内 容：「学習指導要領の改定ポイント」について
：「教員の働き方改革」について
：「部活動の目的に対する国の考え方」について
：「児童虐待、不登校、引きこもり対策」について

II 視察日：7 月 25 日（水）

視察地：東京都 厚生労働省

内 容：「引きこもり者の実態調査」について
：「放課後児童クラブ」について
：「介護保険制度の今後」について
：「保育士・学童支援員への待遇改善」について

III 視察日：7 月 25 日（水）

視察地：東京都 国土交通省

内 容：「日本遺産」について
：「水害対策」について

Ⅳ 視察日：7月25日（水）

視察地：東京都有明 そなエリア東京

内 容：「そなエリア東京」について

Ⅴ 視察日：7月26日（木）

視察地：兵庫県神戸市役所

内 容：「神戸公民連携推進事業」について

Ⅵ 視察日：7月27日（金）

視察地：京都府京都市役所

内 容：「オープンデータの推進」について

：「産業戦略ビジョン」について

参加議員： 伊藤 豊美 松田 寛人 佐藤 一則 相馬 剛
 齊藤 誠之 山形 紀弘 森本 彰伸 中里 康寛

「学習指導要領の改定ポイント」について

視察地 東京都 文部科学省

視察日 平成30年7月25日

報告者 佐藤 一則

【道徳教育】

小・中学校における道徳の「特別の教科」化
(学習指導要領の改正)

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の
答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し、
「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別
の教科」(道徳科)(引き続き週1時間)として新
たに位置付ける(平成27年3月27日)

特別の教科

道徳は、学級担任が担当することが望ましいと
考えられること、数値などによる評価はなじま
ないと考えることなど、各教科にない側面があ
るため、「特別の教科」という新たな枠組みを設
け、位置付ける。

具体的なポイント

○道徳科に検定教科書を導入

○内容について、いじめの問題への対応の充実
や段階をより一層踏まえた体系的なものに
改善

「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公
平、社会正義」「国際理解、国際親善」「より
よく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加

○問題解決的な学習や体験的な学習などを取
り入れ、指導方法を工夫

○数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る
成長の様子を認め、励ます評価(記述式)

指導要録の様式例は示すが、内申書には記載せ
ず、中学校・高等学校の入学選抜に使用しな
い

※私立小・中学校はこれまでどおり。「道徳科」

に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子どもたちが道徳
的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への
転換により児童生徒の道徳性を育む。

小・中学校「特別の教科 道徳」に係る評価等
のあり方について

○改定後の学習指導要領(特別の教科 道徳)
児童(生徒)の学習状況や道徳性に係る成長
の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう
努める必要がある。

ただし、数値などによる評価は行わないもの
とする。



具体的な方法を、道徳科の評価のあり方
に関する専門家会議で検討

(H27.6～H28.7)

基本的な方向性

○数値による評価ではなく、記述式とすること

○個々の内容項目ごとではなく、大きくくりな
まりを踏まえた評価とすること

○他の児童生徒との比較による評価ではな
く、児童生徒がいかに成長したかを積極的に
受け止めて認め、励ます個人内容評価として
行うこと

○学習活動において児童生徒がより多面的
な見方へと発展しているか、道徳的価値の理
解を自分自身との関わりの中で深めている
かといった点を重視すること

○調査票に記載せず、入学選抜の合否判定に
活用する事のないようにする必要



【プログラミング教育】

新学習指導要領におけるプログラミング教育の充実

○予測困難な社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められているところであり、プログラミング教育を含む情報活用能力を育成していくことはますます重要となっている。

○コンピュータは人々の生活の様々な場面で活用されているが、コンピュータを単に便利な「魔法の箱」ではなく、それがプログラミングなどによって動いていることなど、その仕組みを知ることにより、主体的に活用できるようになることが必要であり、これからの社会を生き抜いていく子供たちにとって、将来どのような職業に就くとしても、極めて重要なこととなっている。

新学習指導要領における情報教育の教科
(小学校:2020年度～、中学校:2021年度～、
高等学校:2022年度～実施)

○「情報活用能力」を言語能力と同様に「学習の基礎となる資質・能力」として位置付け、育成。

○情報活用能力の育成を図るため、学校 ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実を図ることに配慮。

○小学校でプログラミング教育を必修化するなど、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実。

小学校:文字入力など基本的な操作を習得。新たにプログラミング的思考を育成(プログラミング教育の必修化)

中学校:技術・家庭科(技術分野)においてプログラミング、情報セキュリティの関する内容を充実

高等学校:情報において共通必須科目「情報Ⅰ」を新設、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク(情報セキュリティを含む)やデータベースの基礎等について学習。「情報Ⅰ」に加え。「情報Ⅱ」を新設。

小学校プログラミング教育のねらいと位置付けについて

「情報活用能力」を構成する資質・能力

(「情報活用能力」は、各教科等の学びを支える基礎)

〔知識及び技能〕

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理由に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技術を身につけていること。

〔思考力、判断力、表現力等〕

様々な事象を応報とその結び付きの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身につけていること。

〔学びに向かう力、人間性等〕

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身につけていること。

◎「情報活用能力」に含まれる以下の資質・能力を育成すること

〔知識及び技術〕

○身近な生活でコンピュータが活用されていることや問題の解決には必要な手順があることに気付くこと。

〔思考力、判断力、表現力等〕

◎「プログラミング的思考」

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

〔学びに向かう力、人間性等〕

○コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度。

【外国語教育】

外国語教育の抜本的強化のイメージ

現状	新たな外国語教育
・学年が上がるにつれて意欲に課題 ・学校種間の接続が不十分	「何が出来るようになるか」という観点から、国際基準(CEFR)を参考に、小・中・高等学校を通じた5つの領域(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「やり取り・発表」「書くこと」)別の目標を設定
小学校 年間 35 単位時間(週 1 コマ程度) 活動型 ・読み書きに対する意欲 ・音声から文字への接続に課題がある	小学校 ○ 3・4 年(活動型) 小学校で 600～700 語程度 年間 35 単位時間(週 1 コマ程度) ・「聞くこと」「話すこと(やり取り・発表)」を中心とする ・外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高める ○ 5・6 年(教科型) 年間 70 単位時間(週 2 コマ程度) ・段階的に「読むこと」「書くこと」を加える ・指導の系統性を確保
中学校 年間 140 単位時間(週 4 コマ程度) 中学校で 1200 語程度 英検 3 級程度以上の生徒 36.1%(目標 50%) ・学習意欲、積極性の向上 ・言語活動が十分でない 高等学校 高校で 1800 語程度 高校卒業レベル 3000 語程度 英検準 2 級程度以上の生徒 36.4%(目標 50%) ・学習意欲、発信力に課題 ・言語活動が十分でない	中学校 年間 140 単位時間(週 4 コマ程度) 中学校で 1600～1800 語程度 ・互いの考えや気持ちなどを外国語で伝えあう対話的な活動を重視 ・具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙、表現などを実際に活用する言語活動を充実 ・授業は外国語で行うことを基本とする 高等学校 高校で 1800～2500 語程度 高校卒業レベル 4 000～5000 語程度 ・5 領域を総合的に扱う科目群として「コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を、発信力を高める科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定 ・授業は外国語で行うことを基本とする

【インクルーシブ教育】

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月)、高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月)において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- ◎個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- ◎特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考えを示す。
- ◎家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に務める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- ◎各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- ◎障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- ◎高等学校における通級における指導の制度化(平成 30 年度から)に伴い、通級による指導における単位の認定などについて規定。

教員の働き方改革について

視察地 東京都 文部科学省

視察日 平成 30 年 7 月 25 日

報告者 山形 紀弘

1. 「学校における働き方改革」の背景・意義

平成 28 年度教員勤務実態調査の集計によると看過できない教師の勤務実態が示されている。教諭の 1 週間当たりの学内総勤務時間は 10 年前に比べると小学校は 57.25 分増、中学校で 63.18 分増となっている。業務内容別では小学校平日授業 27 分増、中学校平日授業 15 分増となっている。土日の部活動も 64 分増となっている。また年齢が若いほど、メンタルの状態が不良となる傾向がみられる。新学習指導要領を着実に実施するためには、教師の業務負担の軽減が喫緊の課題である。「学校における働き方改革」により教師が心身の健康を損なうことのないように業務の質的転換を図り限られた時間の中で、児童生徒に接する時間を十分に確保し教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性を高め、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行う事のできる状況を作り出すことを目指している。

2. 「学校における働き方改革」 基本的な考え

勤務時間の長時間化の要因として、授業・部活動に従事する時間が増加、部活動の休養日の設定が浸透していない、子どもたちのためにとという使命感と責任感により業務範囲が拡大、時間管理の概念の希薄化がある。①学校及び教師が担う業務の明確化・適正化②学校の組織運営体制の在り方の見直し③勤務時間に関する意識改革と制度面の検討④学校種や学校の設置者の違いを踏まえた働き方改革となる。

3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

学校業務は「学習指導」「生徒指導・進路指導」「学級経営・学校運営業務」となっているが範囲が曖昧なまま教師が行っているのが実態で、半ば慣習的に行われてきた業務も存在する。①本来は誰が担うべき業務であるか②負担

軽減のためにどのように適正化を図るのかの2点から、必要な環境整備を行いつつ、学校・教師以外を主体に積極的に移行していくという視点に立って検討していかなければならない。必要性が乏しい慣習的な業務については、思い切って廃止も必要と考える。こうした整理を参考に教育委員会等において、業務の役割分担と適正化を図り、具体的な削減目標を設定の検討等を通じて業務の総量を削減することが重要である。

4. 学校の組織運営体制の在り方の見直し

(〇〇委員会・〇〇主任等)

類似の内容を取り扱う委員会等については、校内の委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を進めるべきである。学校運営を効果的に行う事により学校の教育活動の質を向上させるために、真に効果的な委員会等の組織や主任をはじめとする担当者の在り方、校務分掌の在り方について、引き続き議論することが不可欠である。

5. 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討

勤務時間管理は、自己申告方式ではなく、ICTやタイムカード等による勤務時間の把握を徹底すべきである。勤務時間を考慮した登下校時間・部活動・学校の諸会議等の設定。ホームページの活用で保護者からの問い合わせを減らす工夫が重要である。勤務時間の上限の目安の数値化を含むガイドラインを早急に検討して示すべきである。

6. 「学校における働き方改革」実現に向けた環境整備

小学校の英語教育の早期化・教科化に伴う、英語指導を担当する教師の充実、中学校において生徒指導を担当する教師の充実をはじめとする学校指導体制の充実、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実、部活動指導員、見守り活動等の支援などの環境整備が不可欠である。最後に教師を取り巻く環境は年々変化している。効率化、外部委託など今すぐできることから取組を開始して教師の負担を軽減して教師も児童生徒もゆとりある学校生活を楽しく送り、働き方改革を少しでも前進していかなければならないと感じた。



「部活動の目的に対する国の考え方」について

視察地 東京都 文部科学省

視察日 平成30年7月25日

報告者 相馬 剛

少子化が進展する中、本年3月にスポーツ庁において策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、「部活動の目的に対する国の考え方」について文部科学省初等中等教育局教育課程課において研修を行った。

部活動は教育課程外の特別活動に位置付けられ、その意義は、学校教育活動の一環として興味関心を同好する児童生徒が教員指導の下、自発的・自主的に高い技能や記録に挑戦する中で学校生活に豊かさをもたらすものである。そして目標は、望ましい集団生活を通して心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、人間としての在り方生き方の自覚を深め、自己を生かす能力を養うことである。

そうした中で、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、部活動を持続可能なものとするために抜本的な改革に取組、地域・学校等に応じた多様で最適な実施を目指すことを趣旨とし、5つの項目を策定している。

1. 適切な運営のための体制整備

学校の設置者は、学校に関わる運動部活動の方針、校長は毎年度、運動部活動の活動方針を策定し、顧問は、活動計画及び活動実績を作成し、これを公表する。

また、学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置及び研修を実施する。校長は、適切な指導・運営管理体制を構築し活動内容を把握する。

2. 合理的・効果的・効率的な活動への取組
校長及び顧問は、心身の健康管理、事故防止、体罰の根絶を徹底し、科学的な指導手引きを活用し休養を適切にとり、短時間で効果の得られる指導を実施する。

3. 休養日の設置

学期中は週 2 日以上休養日を、長期休暇中は週 2 日以上の休養日と長期休養期間を設ける。活動時間は、平日は 2 時間、学校休業日は 3 時間程度と設定し、運用を徹底する。

4. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

季節ごとに異なるスポーツ行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動など多様な運動部の設置、地方公共団体は、合同部活動の取組推進、学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の充実、指導者の質の向上に取り組む。

5. 学校単位で参加する大会の見直し

学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握し大会数の目安を策定する、また、校長は、大会を精査して参加する。本市においては、ガイドラインの 5 項目について概ね取組は進んでいると考えるが、少子化等により、部員不足が顕著になっているスポーツ種目がある中で、①成果や記録を求める競技スポーツ、②レクリエーション志向のスポーツ、③体力づくりや趣味志向のスポーツ活動、とその目的を明確に生徒や保護者等に公表したうえで、その段階に応じた活動方針を策定し、生徒や保護者の理解のもと活動を実施する必要がある。また、地方公共団体は、学校体育とスポーツ活動の違いを明確にし、学校単位の運動部活動に代わるスポーツ活動の充実方策を早期に検討する必要がある。



「児童虐待、不登校、引きこもり対策」について

視察地 東京都 文部科学省

視察日 平成 30 年 7 月 25 日

報告者 佐藤 一則

【児童虐待対策】

学校等における児童虐待への対応

児童虐待の迅速・的確な対応(平時)

関係機関との連携の強化(虐待防止法第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項)

○学校、教育委員会は、要保護児童対策協議会(児童福祉法第 25 条の 2)へ参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図る。

○児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席したり、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めたりするなどして、児童虐待の防止等のために関係機関との連携の強化に努めること。

学校等から児童相談所への情報提供(虐待防止法第 13 条の 4 関係)

○学校その他児童の教育に関係する機関及び学校の教職員その他児童の教育の関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができる(国立・公立・私立の学校等)。

学校等の間の情報共有

○幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令にのっとり行くとされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、

文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

- 個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断する。

児童虐待等に係る研修の実施

- 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(文部科学省作成、H21.5 配布)の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。



学校等における児童虐待への対応

児童虐待の迅速・的確な対応(発見時)

児童虐待の早期発見(虐待防止法第5条第1項関係)

- 学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要がある。

- ①幼児児童生徒の心身の状況の把握について(学校保健安全法第9条関係)

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握。

- ②健康診断について(学校保健安全法第13条関係)

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が

行われることから、それらを通して身体的虐待及びネグレストを早期に発見しやすい機会であることに留意。

虐待を発見した場合

児童虐待の早期対応(虐待防止法第6条第1項関係)

- 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。

- 虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる。

- 法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されない。

未然防止・早期対応の観点からの家庭教育支援の推進

○家庭教育支援チームについて

地域人材の育成を通じて家庭教育支援チーム(※)の組織化、家庭教育支援員の配置等を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の支援活動を実施することで、家庭教育支援を総合的に推進する。

※家庭教育支援チーム：子育て経験者をはじめとする地域の人材を活用して、保護者への学びの場の提供等地域の実情に応じた多様な支援を行う体制

○訪問型家庭教育支援における取組

児童虐待予防の観点も含め、問題を抱え孤立しがちな家庭等に対し、訪問型家庭教育支援を行う。

- ・訪問型家庭教育支援の関係者のための手引の作成(平成27年度)

地方公共団体で訪問型家庭教育支援を実施する際に、役立つと思われる情報や知見、ノウハウ、より良いものとするための提案を取組のヒントとして整理したもの。訪問の結果、児童虐待の恐れがある場合は速やかに児童相談所等に通告を行うこと等についても

記載。

- ・訪問型家庭教育支援の実施(モデル事業)
(平成 28 年度～)

保護者を学びの場や地域とのつながりの場につなぎ、保護者の教育力を高めることを重視しつつ、貧困、不登校等の様々な課題を抱えた家庭に対する類型別の効果的な支援モデルの開発を実施。(平成 29 年度：6 府県 17 市町)

教育と福祉の連携による家庭教育支援事業
(訪問型家庭教育支援等)

事業の概要

家庭教育支援チーム等と子育て支援などの福祉関係機関等との連携体制(プラットフォーム)を構築し、

- ①地域社会における孤立や共働きによる多忙などにより、従来型の家庭教育支援では支援が行き届きにくい保護者、不登校や貧困等の課題を抱える保護者に対しては、個別の訪問型支援によるきめ細かな寄り添う支援を行う。
- ②家庭教育に関心が高い保護者をはじめとするすべての保護者に対しては、日常的な悩みや不安を早い段階で気軽に相談でき、解決できるよう、家庭境域支援、母子保健等に関する相談窓口をワンストップ化するなど、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援体制を整備する。

【不登校対策】

不登校児童生徒の支援に関する法令

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法基本指針の策定

平成 28 年 12 月、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等について定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立(平成 28 年 12 月 14 日公布、平成 29 年 2 月 14 日施行、ただし、法第 4 章は公布の日から施行。)。また、平成 29 年 3 月 31 日、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、教育機会の確保等に関する施策を総合的に進める基本的な指針として、「義務教育の段階

における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定。

《不登校児童生徒の学校復帰等を支援する取組》

- 教育支援センター(適応指導教室)における取組の推進

不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行うため、「教育支援センター(適応指導教室)」を教育委員会が設置。

【平成 28 年度 1,397 箇所】

- 指導要録上の出席扱いについての措置等

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定条件を満たした時校長は指導要録上「出席扱い」にできることとする。

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度(いわゆる「学割」)の適用を受けることができることとする。

《不登校児童生徒に対する特別な教育課程の編成や学習機会の拡大に係る取組》

- 不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められた場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

- IT 活用による不登校児童生徒の学習機会の拡大

不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用して行った学習活動について、その学習活動が学校復帰に向けての取組であって、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合は、訪問による対面指導が適切に行われていることなどの一定の要件を満たすときに指導要録上「出席扱い」とすることができることとする。

- 高等学校の不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育により単位認定

指定を受けた高等学校の全日制・定時制課程

において、不登校生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36 単位を上限として単位認定を行うことを可能とする。

○中卒認定試験における受験資格の拡大及び高校入試における配慮

不登校のため中学校を卒業できない生徒が、同年齢の生徒に遅れることなく高校受験が可能となるよう、中学校卒業程度認定試験における受験資格を拡大。高等学校入学選抜に当たって、不登校生徒については、調査書以外の選抜資料の活用を図るなど、適切な評価に配慮。

《不登校児童生徒を支援する主な取組》

○学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、地域の実情に応じて、不登校児童生徒の学校以外の場における教育機会の確保等を支援する体制の整備に向けた研究及び、不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を支援するための仕組み等に関する調査研究を行う。

○スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置するとともに、24 時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

○スクールソーシャルワーカー活用事業

福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

【引きこもり対策】

ひきこもりの定義

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である。なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状

に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべきである。

困難を有する・子供・若者に関する調査研究 事業概要

子供・若者期からひきこもりの状態が長期的に継続し、40 歳以上である者について、子供・若者期における就労・就学等の経験、ひきこもりとなった原因、長期化した原因、相談機関の利用状況等を調査することにより、子供・若者がひきこもりの状態となることや、ひきこもりの状態が長期的に継続することを防ぐために、どのような施策が適切であるかを検討します。

事業イメージ

【調査の流れ】

○調査票・回答表の作成

- ・日常生活の状況
- ・子供・若者期における状況
- ・きひこもりとなった原因
- ・ひきこもりが長期化した原因
- ・相談機関の利用状況等

○調査対象

- ・全国の 40 歳から 64 歳まで
- ・5000 人

○調査票・回収票の配布・回収

- ・調査員による訪問留置・訪問回収

○集計・分析と報告書の作成

地域若者サポートステーション

○若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者(ニート)の数は近年、50 万人台半ばで高止まりしている。

○これらの者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手となるとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。

○このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」

において、地方自治体と協働し職業的自立に向けての専門的相談支援、高校中退者等に対する切れ目ない支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者集中訓練プログラム等を実施。

○さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」等を踏まえ、高校中退者等へのアウトリーチ型の就労支援の充実「就職氷河時代」にあたる無業者への支援のモデルの開発、定着・ステップアップ支援の強化に取り組む。

【サポステの実績(平成 29 年度末現在)】

○平成 18 年事業開始以来の進路決定者数
(累計) 125,296 人

○うち、「新成長戦略」に基づく政府目標「進路決定者数 10 万人」(平成 23～32 年度)に対する進捗状況 108,389 人→目標達成

平成 29 年度地域若者サポステ事業の実績

進路決定者数(人) 10,184

うち就職者数(人) 8,930

登録者数(人) 16,122

就職率(%) 55.4

総利用件数(件) 474,749

相談件数(件) 287,730

セミナー等参加者数(人) 187,019



「引きこもり者の実態調査」について

視察地 東京都 厚生労働省

視察日 平成 30 年 7 月 25 日

報告者 森本 彰伸

【視察目的】

厚生労働省の示すひきこもりの定義では「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」と定義(概ね従来通り)。なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべき」としている。

全国的に広義のひきこもり者は 54.1 万人いるとされていて本市でも多くのひきこもり者がいると推測さる。

ひきこもり問題は当事者自身の問題に加え、社会にとっても貴重な労働力の損失にもなり、早急に対応しなければならない。今回、本市のこれからのひきこもり対策に活かすべく、厚生労働省の職員から、国のひきこもり者の実態調査についてレクチャーを受けてきた。

【国の調査の概要】

(1) 調査対象

母集団：全国の市区町村に居住する
満 15 歳から 39 歳の者
標本数：本人 5,000 人と同居する 成人
家族

(2) 調査時期

平成 27 年 12 月 11 日～12 月 23 日

(3) 標本抽出方法

地点数：198 市区町村 200 地点

(1 地点 25 人)

抽出方法：層化二段無作為抽出法

(4) 回収結果

有効回収数（率）：本人 3,115 人
(62.3%) 家族 2,897 人

【その後の調査】

平成 27 年の調査では、対象が満 15 歳から満 39 歳となっているが、現在ひきこもり者及び家族の高齢年化が進み当事者が 50 代、家族が 80 代になる 5080 問題が現実化している。

厚生労働省としては 29 年度に 0.1 億円 30 年度に 0.2 億円を計上し、「困難を有する子供・若者に関する調査研究」として、子供・若者期からひきこもりの状態が長期的に継続し、40 歳以上である者について、子供・若者期における就労・就学等の経験、ひきこもりとなった原因、相談機関の利用状況等を調査することにより、子供・若者がひきこもりの状態となることや、ひきこもりの状態が長期的に継続することを防ぐために、どのような施策が適切であるかを検討している。

【所感】

今回の厚生労働省によるひきこもり者の実態調査に関するレクチャーを受け、国における全体的な調査に加え、地方におけるきめ細かな調査と対応・対策の必要性を強く感じた。国における調査では、ひきこもりの原因、きっかけ、生活の様子などの傾向を見る事が出来るが、多様なケースのあるひきこもり問題では、市区町村レベルでの個別訪問等によるサポートが欠かせないものであると確信した。個別のケースにおいてきめ細かな支援をすることで、障害に対するケアが必要なのか、それとも就労などの社会復帰に向けての支援が必要なのか、その他色々なケースにおいてそれぞれの対応が考えられるようになる。

ひきこもり対策は当事者や家族の高齢化もあり、早急な対応を行わなければ大きな悲劇を呼ぶことも考えられる。地域包括ケアシステムや社会福祉協議会の対応、自治会、コミュニティー等の地域社会の連携等、あらゆる方法を使った調査、対応が本市にも求められるところである。



「放課後児童クラブ」について

視察地 東京都 厚生労働省

視察日 平成 30 年 7 月 25 日

報告者 齊藤 誠之

放課後児童クラブの現状について厚生労働省子ども家庭局、子育て支援課からのこれまでの経過の説明を受けました。

国の支援を受けて、特にハードの設備に関しては、本市でもより良い環境で子どもたちが児童クラブに通えるように、国の基準に沿って実行している。今後は、ハードから、ソフト的な支援に方向転換し、保育を充実させていくことが必要である。

本市においても公設においては NPO 法人ゆめがくどうが設立され、市内の公設民営の基礎が出来上がりました。今後新たに施設が必要な場所においても、新築なのか既存の施設を使えるようにするのもしっかりとした判断をしていくべきだと考えます。また、放課後子ども教室の取組も教育部と連携し、教室が余っている学校については、一部教室の利用をできるように、基準を設けて開放するなど、イニシャルコストを抑えて、良い環境での利用方法も検討するべきであると考えます。

これからの行政サービスには縦割りを越えた分野横断的な連携が必要であると改めて思った内容となりました。

「介護保険制度の今後」について

視察地 厚生労働省

視察日 平成30年7月25日

報告者 松田 寛人

1 地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

2 在宅医療の体制

- 地域医療構想や介護保険事業計画と整合性のとれた、実効的な整備目標を設定し、在宅医療の提供体制を着実に整備する。
- 多様な職種・事業者を想定した取組み、市町村が担う地域支援事業と連携した取組みなど、より効果的な施策を実施する。

①実効的な整備目標の設定

- 医療サービスと介護サービスが、地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設置し、介護保険事業計画等における整備目標と整合的な目標を検討。
- 地域医療構想において推計した将来必要となる訪問診療の需要に対応する、具体的な診療所・病院の数値目標を記載することを原則

化。

②多様な職種・事業者を想定した取組

- 在宅医療の提供者側に対する施策に偏重しないよう、多様な職種・事業者が参加することを想定した施策を実施。

(例)・地域住民に対する普及啓発・入院医療機関に対し在宅医療で対応可能な患者像や療養環境についての研修・入院医療機関と、かかりつけの医療機関や居宅介護支援事業所等との入退院時における情報共有のための連携ルール等の策定等。

③地域支援事業と連携した取組

- 医師会等と連携し、また保健所を活用しながら、地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援。

特に、以下のような医療に係る専門的・技術的な対応が必要な取組は、重点的に対応。

(ア) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

(イ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

(ウ) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

3 地域医療情報連携ネットワーク

- 患者の同意を得た上で、医療機関間において、診療上必要な医療情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を電子的に共有・閲覧できる仕組み。
- 高度急性期医療、急性期医療、回復期医療、慢性期医療、在宅医療・介護の連携体制を構築。
- 地域の医療機関等の間で、患者の医療情報をICTを活用して共有するネットワークを構築することにより、医療サービスの質の向上や効率的な医療の提供が期待される。

4 医療・介護・福祉サービスの生産性向上に向けて

- 引き続き需要が増加する医療・介護等のサービスを安定的に提供するため、マンパワーの確保が課題。
- 一方、生産年齢人口の急速な減少により労働力制約が強まる中で、他の高付加価値産業への人材輩出も考慮すれば、医療・介護・福

社の専門人材が機能を最大限発揮することが不可欠。また、2040年までを展望すれば、AI・ロボット・ICTといったテクノロジーが急速に発展。

- このため、健康寿命の延伸に向けた取組に加えて、医療・介護・福祉サービスの生産性改革を進める。

① 従事者の業務分担の見直し・効率的な配置の推進

- 医師の働き方改革を踏まえたタスク・シフティングの推進（モデル事業の実施と全国展開）

（例）「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」によれば、医師の業務のうち、1日当たり47分は他職種への移管やICT等の活用により効率化が可能。

② テクノロジーの最大活用

- 医療機関におけるAI・ICT等の活用推進、診断等の質の向上や効率化に資する医療機器等の開発支援。

（例）オンライン診療の推進やICTを活用した勤務環境改善（テレICU（複数のICUの集中管理）やタブレット等を用いた予診、診断支援ソフトウェア等）、多職種連携のためのSNS活用の推進等。

- 介護サービス事業所間の連携等に係るICT標準仕様の開発・普及。
- 保育所等におけるICT化の推進。
- 病院長研修など医療機関のマネジメント改革への支援推進
- 介護分野、障害福祉分野における生産性向上ガイドラインの作成・普及
- 保育業務に関するタイムスタディ調査の実施、好事例の収集・横展開。

「保育士・学童支援員への待遇改善」について

視察地 東京都 総務省・内閣府

視察日：平成30年7月25日

報告者 齊藤 誠之

て、総務省の担当より説明を受けました。

保育士の処遇改善の推移は年度ごとに上昇傾向にあり、どの地域でも保育士不足で人が集まらない問題に国が処遇の改善を図っていることは理解できました。

しかしあくまでも、公設以外の処遇の改善策しか明示されておらず、公営の保育士の処遇改善の質問をしたところ、その裁量は各自治体に任せているとの回答があり、とても残念に思えた。

同じ保育士の処遇にもかかわらず、行政で抱える保育士の処遇については、国の援助が受けられていない実情を見ると、まだまだ真の待遇改善にはたどり着かない感が否めない。

本市の臨時採用の職員保育士の待遇は、時間によってばらばらであり、特に保育士の確保に重点を置くため、勤務実態の短い保育士が数多くいる現状がある。また、学童支援員待遇も大きな課題となる。

多くの処遇改善策があるが、根本的な改善には至らないと思える。

保育の質の向上には、それを行う保育士の環境をしっかりと整えることが必要であり、各行政の取組がカギを握る。

これからも処遇の改善がそれぞれの立場の保育士全体に広がり、安心して子どもを保育できる環境になるために、わたくしも尽力していきたい。



日本遺産について

視察地 東京都 文化庁・観光庁

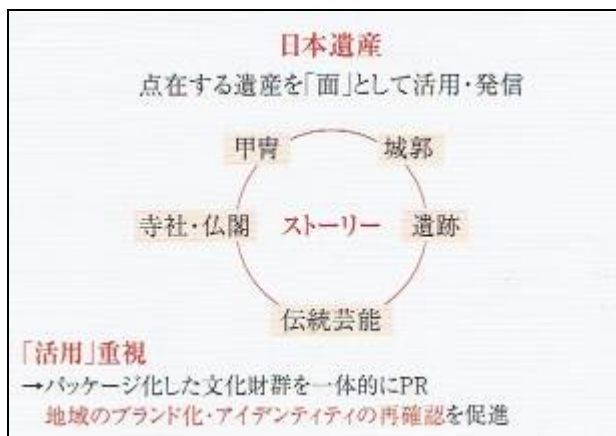
視察日 平成30年7月25日

報告者 森本 彰伸

【視察の目的】

本市は、この度、那須野が原周辺の大田原市、矢板市そして那須町と共に「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」を日本遺産として申請し見事、認定を果たした。本市を含む那須野が原はこれまで、首都圏に近いロイヤルリゾートとして温泉や高原などの自然を中心に集客してきた。しかしこの度の日本遺産登録により、全国から観光客を呼び込むストーリー性のある観光地となりうるチャンスを得たのではないかと考える。

日本遺産という大きな観光資源を得た今、全国から、さらには世界中から本市を訪れて頂き「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」を堪能して頂く為に、どのようなプロモーションが必要なのか、これまで日本遺産を登録してきた他市では日本遺産をどのように活用しているのかなどを中心に文化庁・観光庁のレクチャーを受けてきた。



【日本遺産認定地域に対する支援】文化庁

認定地域が主体となって日本遺産を活用した地域活性化の取組を行うことが出来るよう、以下の事業に対して、認定後3年間を目途として財政支援を行う。

①情報発信、人材育成事業

観光ガイドやボランティア解説員の育成、多

言語HPの作成

②普及啓発事業

ワークショップ等の開催、PRイベント（国内外）の開催

③調査研究

旅行者（訪問予定）の嗜好性調査など

④公開活用のための整備

ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化、周辺環境等整備（トイレ・ベンチ、説明板の設置等）

日本遺産の推進事業として「日本遺産プロデューサー」の派遣、マスメディア等と連携した情報発信、企業間連携事業を通じて、日本遺産を活用した持続可能な取組を支援する。

【日本遺産認定地域による旅行業界向け説明会・相談会】観光庁

日本遺産認定は大変魅力的な観光資源であるにも関わらず、旅行業界における認知やツアー商品化が進んでいない。一方、認定地域の中には、認定を契機に、観光客を受け入れる態勢が整い、さらなる誘客に意欲的な地域もある。そこで、観光誘客に積極的な自治体を旅行業界に結び付けるため、日本旅行業協会（JATA）主催セミナーの場を活用し日本遺産認定地域による旅行業界向け説明会を開催した。

観光庁は、「日本遺産」ブランドを活用した、旅行商品化を促進するため、平成29年7月に開催された「日本遺産サミット in 京都」に併せて、日本遺産認定地域と旅行会社との「マッチング・相談会」を開催した。

【所感】

この度、文化庁・観光庁より日本遺産認定地域に対する支援についてのレクチャーを受け、本市の日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」のこれからの観光資源としての可能性を強く感じた。

国からの支援を積極的に活用し、それぞれの施設の整備を進め、訪れる観光客に那須塩原市に来て良かった、とっても良い思い出ができたと思って頂けるようにしなければならない。

特にプロモーションの大切さを強く感じた。国の支援を活用していく事は勿論だが、市とし

てどのように旅行会社などの企業、さらには観光客に魅力を伝えて行くかは専門家の意見を聞くなどして独自の方法も考えていく必要があると考える。

今回の日本遺産認定を千載一遇のチャンスと捉え、那須塩原市の観光誘客につなげていくため、今回の視察を活かし、執行部と協力していく事が大切である。

「水害対策」について

視察地 東京都 国土交通省

視察日 平成30年7月25日

報告者 中里 康寛

水害対策として、国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課から、「水防災意識社会再構築ビジョン」について伺った。

この施策の背景として、現在は、治水対策も進み、それほど水害が起きにくくなっている中で、関東・東北豪雨を踏まえ、課題として浮き彫りになった4つの課題。(1) 危険な区域からの立ち退き避難(2) 水防体制の軟弱化(3) 住まいや土地利用における水害リスクの認識不足(4) 「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界である。すべての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目途に、このような背景を再度、社会全体で意識し、より実効性のある水害対策を再構築する施策である。



主な内容として、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、危険

管理型ハード対策・住民目線のソフト対策を一体的・計画的に推進する。

住民目線のソフト対策とは、水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し、主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策である。

具体的な内容については、①住民の行動につながるリスク情報の周知として、①-1 立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域の公表。これは、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河川浸食が発生することが想定される区域を公表するもの。①-2 住民がとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良。これは、住民がどのように行動すればよいのかということを分かりやすく示したものである。①-3 不動産関連事業者への説明会実施。これは、不動産売買における水害リスクを踏まえた土地利用の促進である。

次に②事前の行動計画作成の促進として、避難に着目したタイムラインの策定。これは、災害が発生することを前提として、関係者が事前にとるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して時系列で整理し、わかりやすく示したものの。例えば、市役所の防災担当の職員が人事異動で赴任したばかりで、防災って何なのかわからないという事がある。ほとんど職員は災害を経験しないで移動となり、引継ぎをすることが多く、全く防災について知識がない職員が、その担当をせざるを得ない状況がある。そのようなことを回避するために、何を備えておけば良いかということが、わかるように。準備できる物や気象庁に問い合わせると何の情報かわかるとか、河川を管理している事務所がどこにあって、どの人と相談すれば、危険なのか大丈夫なのかとか、このような横の連携が取れるような、各機関が何をするのかというものを位置付けるものがタイムラインである。

また③避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供。これは推計や河川のライブカメラを設置し、インターネットでいつでも見

られるよう整備し、同時に危険水位に迫ってきた場合に、その影響のある市町村にいる人のスマホに強制的に送られるプッシュ型の河川水位情報の提供である。

危険管理型ハード対策とは、「洪水を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する対策である。

具体的な内容については、①洪水を未然に防ぐ対策として、優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施するもの。それらに加え、②堤防越水が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進である。これは、堤防の天端をアスファルトで保護し、水によって土が運ばれるのを少しでも遅らせる。このような工夫を全国的に進めている。

このようなハードとソフトを一体的に行うことで、水防災意識社会を構築していく施策である。

平成27年の関東・東北豪雨や平成28年の台風10号では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。この経験から同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務となり、「逃げ遅れゼロ」「社会経済の被害の最小化」の実現に向け、平成29年に水防法の一部を改正した。

主な内容として、「要配慮車利用施設の避難確保計画作成等の義務化」は、高齢者施設や保育園などの施設は、避難のための計画を水防法では努力義務と位置付けていた。しかし、努力義務であったため実効性がなく、法律改正でこれを義務にした。これは河川の氾濫だけではなく、土砂災害を受ける範囲についても、義務化した。

次に「大規模氾濫減災協議会制度の創設」は、それぞれの河川が氾濫した場合に、どのように避難をするのかということを、関係機関や関係者が相談する協議会というのを各河川に創設するもの。この協議会の中で、それぞれ情報共有し、どこに聞けば何ができるか等。例えば、避難に着目したタイムラインの策定するにしても、この協議会で相談しながら策定すれば、

市役所で一人で悩んでなかなか進まないという事を回避するために県や国の者も協力してやっていく体制を作った。

最後に、西日本豪雨について伺った。全国で1,300余りのアメダスの観測地点のうち、120幾つが新記録の雨を記録した。今だかつてない大雨が広範囲に降っていた。

その中で高梁川の支川の小田川で堤防が決壊をして、浸水をした。場所は岡山県の倉敷市真備町地区。小田川の勾配が高梁川より緩いため、本川への水が掃けにくいためにバックウォーター現象が起きた。さらに県が管理している末政川と高馬川でも堤防が決壊して、浸水が生じた。浸水被害は、約4,000棟余り、1,850人が救助された。鬼怒川の時ほどではないが、かなり多くの人が救助されている。

ここは堤防が高くて支川で囲まれているところであるが場所によっては、2階まで浸水するということが起きた。急いで全国の排水ポンプ車を手配し、排水をして概ね4日間で排水は完了した。現地で亡くなった方も50名程度いる。

水位が上がっていったのは夕方から夜にかけて、一番のピークは夜中の0時から1時くらい、そのころに次々に破堤が起き、浸水が起きている。明け方には広範囲に浸水が確認でき避難をしなければならないタイミングは、夕方から夜の間だったのだが、大雨の中であったことや浸水が広がっている中で避難をしている人も多く、それが夜中の1時や2時の出来事であることから、かなり困難性があった。

1,800人余りが救助され浸水被害は、4,000棟であることから10,000人位いたかもしれない。ということは、8,000人位が自力で避難をしていたと思う。

この件について、小田川の治水対策として、合流地点の付け替えをし、合流点を下流に持っていくことで、水位を下げるのが可能だったので、そういう事業をまさにやろうとしている最中に起きた。

本市は、災害が少なく恵まれている土地である一方、私たち住民の災害リスクの認識不足が

懸念される。行政・住民・企業の各主体が災害リスクの知識と心構えを共有し、減災のための考え方や意識を改めて考えてみる必要があるだろう。



「そなエリア東京」について

視察地 東京都 そなエリア東京

視察日 平成30年7月25日

報告者 伊藤 豊美

整備の経緯

東京都は、平成7年の阪神・淡路大震災の大都市直下型地震を教訓に、情報網の寸断、行政機能のマヒ状況等に備えるため、東京湾臨海部における広域防災拠点として有明の丘地区に、「東京臨海広域防災公園 そなエリア東京」を整備した。

平成13年6月、都市再生プロジェクト第一次として、「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備」の決定、関係府省庁と関係都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市）による整備方針検討を行い、海拔8メートルの有明の丘地区に平成18年3月施設建設着手、平成20年6月竣工（両地区）、国の災害応急対策の拠点として整備された。6.7haの国営公園、6.5ha都立公園の計13.2haの広域防災公園でその中に防災体験学習施設「そなエリア東京」がある。

施設の機能（発災時）

緊急災害現地対策本部

平成28年3月中央防災会議幹事会で、首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画を策定、政府は、首都直下地震が発生した場合には、被災都県災害対策本部と密接な連携を図るため、被害状況に応じて、速やかに政府現地対策本部を設置する。

また、救助活動の拠点としての機能として、警察、消防、自衛隊等の各部隊が指揮、宿営、資機材集積等に活用できる。

さらには、航空搬送拠点・SCUとして・被災地からの患者を受け入れ周辺医療機関への搬送拠点としての活用できる。



もう一つの施設の機能（平常時）

防災体験学習施設(本部棟)では、首都直下地震の発生から避難までの流れを体験できる。地震発生後72時間の生存力を身に付けるための体験ツアーの開催。タブレット端末を使って「防災クイズ」に挑戦「AR体験」で危険個所を確認できるなど、防災体験・学習、各種訓練を実施している。

また、「防災ヘリ」「緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練」「東京都文京区合同総合防災訓練」「政府総合防災訓練」「災害対策車両操作訓練」「深川消防署放水訓練」「災害救助犬」「消防訓練」「救命訓練」「防災講演会」「防災教育チャレンジプラン発表会」「地震を学ぶ」「地震体験」「バケツリレー」「ジャッキアップゲーム」「水消火器で的あてゲーム」などあらゆる災害に対する体験や訓練できる機能を備えている。

東京都は、直下型地震での東京湾の津波の高さは最大6メートルと想定しているためこの地に防災拠点として整備したと説明、国内最高の防災施設である。



テーマ：「神戸市公民連携推進事業」について

視察地：兵庫県神戸市

視察日：平成 30 年 7 月 26 日

報告者：相馬 剛

公民連携（P P P）とは、パブリック・プライベート・パートナーシップといわれ、主に自治体が提供する公共サービスに、民間の知恵やアイデア、資金や技術・ノウハウを取り入れることにより、事業効率の向上を図ることをいう。

全国的には、P F I 法の改正・施行により民間事業提案の制度化が進み、横浜市の「共創フロント」の設置や福岡市の「官民協働事業の取組」などが先進事例としてある。神戸市では民間事業者からの提案が少ない、公民連携の窓口がない、提案の実現までに時間がかかるなどの課題から平成 25 年 2 月に、企画調整局産学連携課を設置し、民間事業者からの提案・相談を各事業部局へのマッチング及び事業化の検討をする“ワンストップ窓口”とした。



平成 26 年 7 月には、P P P の基本的考え方や導入方法等を共有するため、公民連携ガイド

ラインを公表、その目的を①市民サービスの向上、②行政コストの見直し、③地域経済の活性化とし、ワンストップ窓口による迅速かつ柔軟な連携、市と事業者が対等なパートナーとして連携、事業者アイデアの実現促進を基本姿勢として取り組んでいる。

その成果としては、お互いの強みを活かしたメリットが引き出されている。神戸市としては、市民サービスの向上、行政コストの見直し、地域経済の活性化、行政課題の解決など、また事業者側は、企業イメージの向上、新たなビジネスモデルの構築、商品売り上げの向上や知名度アップなどとしている。

現在、江崎グリコ株式会社、伊藤ハム、キリン株式会社、ファミリーマート、ローソン、セブンイレブン・ジャパン、あいおいニッセイ同和損保、イオン株式会社の 8 社と包括連携協定を締結、また個別の連携としては、みなと銀行、映画プロモーション、アシックス、など、包括連携協定では、江崎グリコの「神戸ローストショコラ」のパッケージを通じ、神戸の魅力を全国へ発信、「保存用ビスコ」は防災教育、防災イベントに活用、伊藤ハムとの協定では「高級ハム・ソーセージ」で神戸スペシャルPR認定、キリンとの協定では、水源保全など環境問題に関する項目、ファミリーマート、セブンイレブン、ローソン、とはそれぞれ市産オリジナル商品の開発や「AED」を設置し「まちかど救急ステーション」の登録、さらには、アシックス社監修による、市の東西におよぶランニングコースの整備、など様々な行政課題に対応している。

その他、P F I 事業による市民病院の建設と効率的な運営など民間事業者のノウハウを生かした行政サービスとなっていると同時に、今後は、「産官学金」連携に向けたフォーラムを開催し、新しい時代の神戸らしさへ向け、市民・事業者・神戸市がWin-Win-Winにつながる公民連携に取り組むとしている。



この（PPP）事業の推進となったポイントは「企画制作局 産学連携課」の設置が大きな起点となった。本市でも民間活力を生かした行政の効率化を目指しているが、市民・事業者にとっては窓口が見えない！神戸市の取組は大変参考になるだろう。



テーマ：「オープンデータの推進」について

視察地：京都府京都市役所

視察日：平成30年7月27日（金）

報告者：山形紀弘

「オープンデータ」とは、原則、誰でも自由に活用できる形で公開したデータで、「市民協働の促進による市民サービスの向上」「地域活性化」「行政の透明化・信頼性の向上」に寄与することを目的として推進している。推進のための基本原則は(1)市が保有するデータは個人情報を除き、積極的にオープンデータとして公開する。(2)市民・大学、市内中小企業が利用しやすいデータ形式で公開する。(3)営利目的がどうかを問わずに活用を促進する。(4)費用対効果等について十分考慮し、効率的に取組を進めるとなっている。

京都市では平成28年9月「京都市オープン

データ推進ガイド」策定してオープンデータの取組が本格化した。観光・産業・文化・芸術・安心安全・防災を重点分野にした。京都市オープンデータポータルサイト開設するまでの流れではプロポーザル業者を選定して、オープンデータとして公開可能なデータの庁内調査、基礎研修の実施、公開可能なデータの事前登録を各部署に依頼してサイト公開になった。サイト構築にあたり①必要なデータを容易に見つけられるように②様々な取組を発信することで、市民等が利用しやすいデータ活用環境の整備を！③各所属がオープンデータを迅速・効率化に公開できる機能を！④市民等が利用しやすい形で公開できるよう、各所属で公開作業の負担軽減を図る機能を！4つのコンセプトから成り立っている。主な公開データとしては、観光施設情報、地下鉄時刻表、避難所、AED設置場所、公共施設などの位置データ、人口などの統計データが公開されている。その中でも人気のデータソースは京都観光見もの情報、旅館業法の基づく許可施設一覧、駐輪場一覧、京都観光総合調査、AED設置場所と観光地ならではのデータが人気である。そのデータを利用してアプリケーション（アプリ）を作成した様々な事例を紹介する。京の歴史と街並みをつたえ隊のアプリではオープンデータを活かし駐輪場一覧、認定レンタルサイクル店一覧を地図上に可視化する機能やルート案内機能などを備えたアプリとなっている。住民や観光客の方々が京都の歴史や文化、伝統的な美しい街並みを自転車を楽しむための共創型公共サービスとしてデザインされている。また、いしぶみアプリでは京都に点在する1,400以上の「いしぶみ【石碑・道しるべ】」を巡り、歴史・季節・自然を感じることでできるアプリである。また観光客が年々増加している京都ではバスの需要がますます高くなると見込まれて独自の技術で利用者が多くても高速に検索できる乗換案内アプリが開発された。乗車するバス停を写真（ストリートビュー）で表示する機能を搭載しており、初めて京都を訪れる旅行者にやさしい設計となっている。次世代統計アプリでは家

計調査の結果を可視化することにより主要品目に支出額全国ランキングが一目でわかるようになっていく。このオープンデータの活用事例により総務省が平成28年度に増設した「チャレンジ！オープンガバナンス」に参加して（持続可能な観光・交通）（子育て支援）（空き家対策）の3つの課題を提示最終審査対象アイデア13件のうち京都の団体から2件が選ばれて「オープンガバナンス総合賞」を獲得した。これからの課題では更なる普及啓発が必要であると考え。データを公開していけば、地域の課題解決などに有意義に活用できる事につながり、やがては事務の効率化などにつながっていく。データの使い道はデータを使う側が考えてくれる、使う人はいるのか等の先入観の排除と意識の共有が必要である。データへのニーズの把握やなるべく機械判別しやすい形式でのデータ登録、他都市や関係団体等の方々との連携が不可欠である。最後にオープンデータはセキュリティー対策問題や高齢者の方々には非常にわかりにくい部分がある。誰でも簡単にまた外国人観光客が非常に多い京都市であるために多言語に対応したアプリやオープンデータの構築が必要になってくると思います。



「京都市産業戦略ビジョン」について

視察地：京都府京都市

視察日：平成30年7月27日

報告者：中里 康寛

産業戦略ビジョンは、地域の「稼ぐ力」の向上と経済の好循環と安定した雇用の創出に向

け、策定された政策である。政策の位置づけとしては、将来の産業構造の変化を見据え、平成28年から5カ年にわたり「産業振興の基本方針」と「施策展開の方向性」を示し、全庁で共有するものである。また、各分野別計画や総合戦略に掲げた具体的な施策を推進するための考え方を「施策展開の方向性」として示している。

まず、産業戦略ビジョンが策定される背景となった京都市の産業構造と主要産業について論じる。京都市の産業構造の割合は、「サービス業」のシェアが最も高く、次いで「製造業」、「不動産業」と続いている。サービス業の特徴について、宿泊・飲食サービス業と教育・学習支援業に従事する人の割合が高い。宿泊・飲食サービス業というのは、これは言うまでもなく観光関連産業である。教育・学習支援業は、京都市内に大学が38校あることの特徴といえる。「製造業」の特徴について、業種構成が多様性に富んでいることが特徴といえる。主なものとしては、飲料・たばこ製造業、電子部品・電子回路製造業、機械機器製造業、食品製造業で構成され、製造出荷額は全市町村中16位となっている。また、京都といえば1,200年の歴史がある伝統産業の街といわれていて、伝統工芸品も有名であるが、生産額は最盛期から約55%減少している。特に京都の伝統産業の代表格である西陣織は、最盛期から約93%減少、京友禅は最盛期から約98%減少となっており、かつての基幹産業は無くなってしまいそうな状況にある。次に京都市の雇用情勢について、特に非正規雇用比率は、43.7%と政令市で最も高い状況となっている。しかしながら、非正規雇用が全てマイナスということではなく、「望む非正規雇用」と「望まない非正規雇用」に分けることができる。例えば、京都市は大学が多く学生も多いため、「望まない非正規雇用」と比較すると、「望む非正規雇用」の割合が高い。また、望まない非正規雇用率は、全国平均より低い状況にあるようだ。京都の強みである観光を支える宿泊業・飲食サービス業において、非正規雇用者の約20%が非正規雇用を望ん

でないため、京都市は、この「望まない非正規雇用」への対応が重要と考えている。

京都市の産業特性を総括すると、製造業に立脚した産業構造、多様な業種構成、都市のブランド力、観光関連産業の特化などが京都市の持つ特有の性質であろう。

さて、このような背景を網羅し策定された産業戦略ビジョンの内容について、①成長市場を獲得する新たな産業分野の振興②創造的なまちづくり③誰もが働きやすく、技術・ノウハウを継承できるビジネス環境の整備がある。①成長市場を獲得する新たな産業分野の振興として、取り組んでいるものの一つとして、「伝統産業×ハイブランド」がある。これは東京の外資系ホテルと西陣織が協力し、部屋の寝具や壁に西陣織を使用する取組がある。また、「京もの海外進出支援事業」として、海外のニーズに合った商品を海外のデザイナーと開発し、海外市場の開拓を支援する取組である。これらの取組は、他にはない伝統産業と京都市の持つブランド力が成せることであろうと考える。②創造的なまちづくりとして、「ベンチャー企業目利き委員会」というものがある。これは、若者の意欲や力を引き出すビジネス環境を創出する取組で、全国からベンチャー企業を発掘・育成するために、起業家の資質やプランの事業性、技術・アイデアなどを評価し、Aランク認定を受けた人を対象に様々な支援策を提供するというもの。内容は、研究開発補助金や資金調達、家賃補助など7つの支援策がある。この取組は、かなりの財源が必要になると考えられる。③誰もが働きやすく、技術・ノウハウを継承できるビジネス環境の整備として、「中小企業魅力再発見プロジェクト」に取り組んでいる。これは、事業や技術の継承や企業の地域貢献のために、学生が中小企業取材し、その内容をWEBで発信するもの。学生目線で、中小企業の魅力を発信し、成果報告会やWEBを通して学生や若者に広く発信する。次に、「企業の立地環境の整備」という取組は、企業立地促進助成制度などによる企業の事業拡大支援や誘致、また創業期にインキュベーション施設を提供し、事業拡

大期まで、企業の成長段階に応じた事業環境を提供するというもの。今年から新しい取組として、中小企業未来力会議がある。これは、行政が「現場の声」を反映した実効性のある振興策の実現を図るため、また「自分からやっていく」という意識を中小企業全体に広めるため、中小企業を集めて意見交換会を開催し、社会課題の解決につながるビジネスを創出する等の取組を行っている。

